

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画(素案)			
実施担当部署	健康福祉	部	福祉	課 内線 733
意見等の募集期間	令和2年11月13日(金)から令和2年12月22日(火)			
意見等の受付件数	21件	7人	(郵便 人・FAX 人・E-Mail 人・持参7人)	

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
1	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	国の方針として、「施設入所者数の削減・「在宅・グループホーム等の地域での生活の推進」と謳われているが、グループホームの数・居宅におけるヘルパーの数・重度の障害者を支援するサービス・ショートステイの入所受入数等が満足されていない実態がある。特に、この館林邑楽地区においては、全体的にサービスや人材が不足している。新規介入の事業所も少ない状況。東毛地区の地域特性として、栃木県足利市・佐野市や埼玉県羽生市等の隣接した他県の事業者が参入している状況。この東毛地区において地元の事業所が新規開拓・サービスの拡大に至っていない手詰まりの状況である。事業所におけるマンパワーの確保・運用資金等などの経営的な面での課題があまりにも大きいと思われる。	本計画(20ページ)「(2)日中活動系サービス 確保の方策」、(23ページ)「(3)居住系サービス 確保の方策」に記載がございますが、いただいたご意見につきましては要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。
2	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	グループホームにおいては、職員配置など経営的な面でいうと、軽度の障害者を受け入れる傾向が強い。重度の障害者に対応でき、日中支援型があるグループホームの数は少ない状況。また、人材が不足し、(土・日)の昼食提供・通院支援等がなされていないところもある。少ない人材でサービスが提供されなくてはならないこの現状では、上記のような実態があっても仕方がないと思われる。しかしながら、利用者に関しては、仕方がないというわけにはいかない。単に事業所の努力だけでは、この実態は改善できないと思われる。行政がこの実態において何かしらの支援をしていかねばならない。	本計画(23ページ)「(3)居住系サービス 確保の方策」に記載がございますが、いただいたご意見につきましては要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
3	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	<p>入所施設において、大泉町内にはイシノ療護園があり、この邑楽圏域においては、第二陽光園がある。イシノ療護園は、以前から身障者を対象としており、第二陽光園は、知的障がい者を対象としてきている。この館林邑楽地区においては、身障者の入所者は減少傾向にある。病院等でのリハビリ・居宅サービスの利用等により、在宅での生活が可能になってきている為と考えられる。知的障がい者に関しては、入所待機の数がかかり多く、長期間待機せざるを得ない状況になっている。イシノ療護園においては、この地域性を考え、身障者の支援の中でも対応できる知的障がい者の受入れを進めている。しかしながら、知的障害支援のノウハウはまだ未熟である。まず大きな問題なのが、人材不足。もともと介護業界に就労したいという希望者は少ない状況、まして、身障介護においては、業務量が多く、身体の負担度も大きいことより、求職が少ない状況。施設としての努力が不足している面もあるが、このご時世の状況としては、なかなか厳しいのが現状。行政、また、町全体で考えていかねば解決できない課題である。</p>	<p>いただいたご意見については、近隣市町で組織する自立支援協議会において検討するとともに、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
4	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	<p>親亡き後のことを考えると、グループホームや入所施設は必要と思われる。ヘルパーや通所の施設の利用で、在宅生活を送ることは困難である。ヘルパーや通所施設においては、人材やサービス提供できる時間が限られている。求められているのは、24時間の生活丸ごとの支援だと思ふ。日中支援型のグループホーム・24時間支援できる入所施設がニーズに応えられる資源と思ふ。大泉町やこの圏域での地域特性を踏まえた福祉の在り方を再度検討してほしい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。障害者の親なき後問題については、近隣市町で組織する自立支援協議会でも検討してまいります。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
5	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	<p>障害者の就労に関しては、やはり、コロナ感染の拡大に伴い、厳しい状況である。一般就労においては、なかなか仕事がなく、定着が難しい。就労系の福祉サービスを利用して、一般就労や障害者雇用に繋がっているケースは少ない。就労系のサービスの限界とも思われる。知的障がい者や精神障がい者において、事業所内での作業にとどまっていることが多く、その先に進まないのが現状。それぞれの障害特性を考えると、現状を維持していくのが精一杯だと思われる。そこにも、人材のマンパワーや就労環境の整備が不足していると思われる。一般就労や障害者雇用において、障がい者の特性を十分に配慮した支援が作りづらいのも課題だと思われる。マンパワーの改善や障害の特性に応じた環境設定が求められている。</p>	<p>本計画（21ページ）「（2）日中活動系サービス 確保の方策」に記載がありますが、いただいたご意見については、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
6	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	<p>重度の知的障害者等が利用していた「サービスステーション事業」に関して、県は、見直し・廃止の方向に動いている。他県にない県の事業であること、可能な限り国定サービス利用に繋がっていく、予算の見直し等が理由として挙げられている。国定サービス等と併用している利用者に関しては、環境設定等を見直せば国定サービスに移行は可能と思われるが、強度行動障害を有する利用者に関しては、個別支援・マンツーマンの対応が求められる為、国定サービスでは限界があると思われる。そこに、サービスステーションの存在意義があると思う。サービスステーションに代わる事業を新たに創設していくか、既存のサービスに何か新たな支援を組込む等により考えていかねばならない。事業所主体というよりも、官民共同で検討していかないと回答が出ないと思われる。新たなプロジェクトを組んでいく必要がある。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、要望として承り、近隣市町で組織する自立支援協議会において協議し、県へ要望するとともに今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
7	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	余暇活動の参加を促進していく上で移動支援の充実が重要だと思われる。移動支援を実施してもらえる事業者が少なく、まだ利用勝手が悪いと思う。家族対応にて外出をしている障害者も多いが、家族が高齢になってきている障害者に関しては、厳しい現状。利用しやすい環境設定がまず必要。また、移動支援は基本的に在宅障害者向けのサービスであるが、入所者にも利用条件を拡大してほしいと思う。入所施設においては、外出支援もサービス提供の一つであるが、マンパワー不足において、施設職員が同行しての外出は困難になってきている。入所利用者は、介護タクシーやNPO等の有料移送の業者を高額な費用を使い、利用している状況である。持ち金がある利用者に関しては、このような有料移送の業者を利用することは可能であるが、持ち金が少ない利用者に関しては、なかなか外出する機会が少ない。ある条件の下で移動支援が使用できる方法を検討してほしいと思う。	移動支援事業については、現在、近隣市町で組織する自立支援協議会において協議しておりますので、ご意見として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。
8	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	計画相談が実施されて、障害者のサービス利用の機会が拡大されたとと思われる。相談支援専門員が障害者の支援に介入することにより、生活スタイルの改善も見込まれる。なお、町内においては、手帳の取得されていない利用者、サービス利用に至っていない障害者、家族等が介護困難な家族で介介されていない障害者はまだいると思われる。親亡きあとや緊急時の対応をも含め、出来る限り相談支援専門員が介入し、スムーズにサービス利用に繋ぐことが出来る体制が必要と思われる。	いただいたご意見については、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。また、大泉町障害者相談支援センターや特定障害者相談支援事業所、障害児相談支援事業所と連携し円滑なサービス利用に向けた体制について検討していきます。
9	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	平日の午後の3時間、大泉町障害者相談支援センターでの相談受付を実施しているが、実際には、新規の相談者が少なく、リピーターの利用者が多い。ほとんどが、精神面の安定のため、来所・電話での対応が多い現状。この人々たちにとっては、センターの存在が有意義のものとなっている。今後の相談支援センターとしては、新規の相談者の開拓、拠点整備や精神障害者の包括支援等の拠点としての役割が重要視される。今後は、リスクのある障害者に関しては、訪問等にて状態確認をも必要となると思われる。	いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきますが、本計画に基づき、障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、障害者相談支援センターの充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組んでいきます。

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
10	7ページ 第3章 第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	<p>総体的には、多少の増減あるも、計画相談の充実により各種のサービス利用においては進展していると思われる。しかしながらも、福祉サービス事業者数や人材においては充実しているとは言えないほど不足しており、その結果、障がい者のニーズには応えられていないのが実態だと思われる。</p> <p>障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画が官民にて策定され、このようなプランとして表出されたことは非常に良いことだが、大事なことは、この策定されたプランをどのように運用し、実施していくかだと思う。この一つ一つの課題に対して、より官民が一体となって連携を図りながら実施していかなければならないと思う。その為にも、出来る限りモニタリングや話し合いの機会を多く設定し、目標に対して実現出来る様していかないとならない。状況によっては、町として、新たなサービスを作っていかなければならないこともある。利用者のニーズに出来る限り反映できるよう、福祉施設職員として心掛けていきたい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、国や県と情報共有をするとともに、近隣市町で組織する自立支援協議会において検討し、必要に応じて要望してまいります。</p>
11	13ページ 第3章 第2節 令和5年度に向けた目標	<p>発達障害児、知的障害児等に対する療育の場所（ペアレントトレーニング）が整備されている。どこで行われているのでしょうか。町でですか。</p>	<p>ペアレントトレーニングやペアレントプログラムについては、行政だけでなく、医療機関や福祉施設などにおいて実施されております。</p>
12	20ページ 第3章 第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの量の見込みの算出	<p>社会福祉サービスの生活介護事業所に勤務していますが、そもそも事業所の数が少ないため、遠方からも通所している方が多く、自宅の近くでのサービス提供ができていない現状があります。事業所としても一日の受け入れ数には限りがあるため、事業所の数を増やすことに重きを置いていただけると良いと思います。また、施設の利用者の方から移動支援や居宅介護を頼みたいがこちらも事業所の数が少なく、自分の希望する通りの依頼ができないなどの声も多く聞かれます。利用者のサービス選択の幅を広げるということであれば、サービス提供事業所の新規参入を促進するための支援をより具体的にわかりやすく提示していただくと良いと思います。</p>	<p>町の取り組みについては、本計画（20ページ）「（2）日中活動系サービス確保の方策」に記載がございますが、いただいた意見については、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
13	指定なし	障害者福祉計画の内容を見てもサービスが拡充される部分や、求められているものが多くなっているが、反面、肝心な支援者（ヒューマンパワー）については厳しい現状がある。施設等の事業所の努力だけでは人材確保は困難であるため、行政のほうでも「介護職員に対する慰労金」等の継続や拡充（町内事業所勤務者であれば給付など）等の人材確保の支援を望みたい。	いただいたご意見につきましては、国や県と情報共有をするとともに、近隣市町で組織する自立支援協議会において検討し、必要に応じて要望してまいります。
14	指定なし	身体障害が平年並みに対して、知的・精神が増加傾向とのこと。発達障害などの見識が普及したことによるものと思われるが、町内には精神を専らとする事業所がないため、精神障害者に対応した地域包括システムを望みたい。	いただいたご意見については、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお、本町における精神障害者を対象とする事業所として「のぞみ（就労移行支援・就労継続支援B型）」、「ポカラ（共同生活援助）」がございます。
15	指定なし	私、20年前に主人の転勤で大泉町に来ました。来たときの印象はとても障がい福祉が充実していると思いました。しかし大泉町には一般就労、就労継続支援A、B型が少ない、ないです。そのため、大泉町以外の市町村へ出てしまうことになり残念です。地域（大泉町）で安心して暮らせるように一般就労、就労継続支援A、Bを増やして頂きたいです。よろしく願います。	就労継続支援A型及びB型については、本計画に基づき、利用者のニーズに応じたサービス供給の基盤整備を推進します。一般就労については、県や公共職業安定所と連携し、障害者雇用に関わる制度や施策の周知を図るとともに、事業者への雇用の啓発をすすめ、障害者雇用に関する理解の促進を図ってまいります。
16	指定なし	入所施設の利用者は、相談支援員らが在宅向けのサービスコーディネートを試みてもかなわなかったケースが主である。よって、施設入所者の地域移行は基本的に困難であると思われる。また、経済的な面が一番ネックとなっているので、地域移行を目指すにはより一層の金銭的な支援が必要と思われる。	いただいたご意見については、要望として承り、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
17	指定なし	ひまわり学園の方で参加したことがありますごく勉強になったので「ペアレントトレーニング」を開催する機会を作っていただきたいです。	本計画（13ページ）「（5）－②障害児支援の提供体制の整備等（発達障害者等に対する支援）」について記載がございました。いただいたご意見につきましては要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。
18	指定なし	利用できるサービス（事業所）が少ない。（足りない。特に児童発達支援事業所）	いただいたご意見については、要望として承り、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、町内や近隣市町でのサービス事業者の確保に努めてまいります。

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
19	指定なし	<p>支援級に通う子たちが参加できる集団療育をする機会を作っていただきたいです。支援級に通う子は小学校でやっていることばの教室は参加できませんし、小学校ではギリギリの人数でやっているのです。そういう機会は作れませんし病院も小学校は受け入れしていませんので。リハビリを必要としている子は私のまわりでも何人かいるのでそういう機会があればいいかなと思いました。</p>	<p>いただいたご意見については、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきますが、特別支援学級に通う児童への集団療育の機会として、放課後等デイサービスや集団活動・訓練事業がございます。</p>
20	指定なし	<p>「通学通所支援事業」を大泉町でも始めていただけたらと思っています。他の市町村で行っているところもあると聞いています。保護者の事故や病気、ひとり親などやむを得ない事情等の制限も付いていましたが…。移動手段が確立されると、就学・就労等、進路に対しての考え方が広がってきます。移動手段があれば出来る仕事もあるのに、移動手段がないために就労Bや生活介護の選択を取るしかないということも大いにあります。本人自力で通い、心無い人に悲しい思いをさせられるという事件も、毎年起こっていると聞きます。徒歩で行くことが出来る・電車に乗ることが出来るように育てたとしても、知的障がい等、通常と違う事態に対応することが出来ない児・者がいるということを考えると、移動時の緊急事態に備えて、支援者が必要なことをご理解いただきたいと思えます。進路選択に制限がなくなるよう、今回の大泉町の福祉計画に盛り込んで欲しいと切に思います。また、障がいを持っていても、充実した生活が送れるよう、余暇に対しての移動にも目を向けていただけたらと思えます。</p>	<p>障害者の移動を支援するサービスとして本町では「移動支援事業」がございます。しかしながら、現状では、通学や通所、通勤での利用は認められておりません。現在、近隣市町で組織する自立支援協議会において協議しておりますので、ご意見として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお、余暇活動での移動は、移動支援事業の対象となっておりますのでご利用ください。</p>

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
21	指定なし	放課後等デイサービスにおいても満員状態ですが、各市町村で気がかりな児童の数の掌握と、枠の数を考慮しながら、介入してきて欲しいと思います。他市町村の児童を町内の事業所で支援し、町内の児童が支援を受けられないということがないように、各々の市町村で管理できないものかと、地域支援の意味からも町で策を考えて頂けたら幸いです。	町の取り組みについては、本計画（29ページ）「（1）障害児通所支援・障害児相談支援・障害児への支援サービス確保の方策」に記載がございますが、いただいたご意見については、要望として承り今後の取り組みの参考とさせていただきます。

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
1 ～ 21		変更はございません。		

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場	健康福祉部	福祉課	障害福祉係
〒370-0523 住所:大泉町大字吉田2465番地		1階	3番 窓口
電話:0276-62-2121	(内線733)	ファクシミリ	0276-62-2108
電子メール:syougai-fukushi	@town.oizumi.gunma.jp		